

○香川県警察における警察手帳等に関する訓令

平成14年9月20日
警察本部訓令第20号

改正 平成15年5月26日本部訓令第15号、平成19年3月30日本部訓令第10号、令和元年6月13日本部訓令第4号、令和3年3月30日本部訓令第5号、令和4年3月22日本部訓令第4号、令和5年2月10日本部訓令第2号

香川県警察における警察手帳に関する訓令を次のように定める。

香川県警察における警察手帳等に関する訓令

香川県警察における警察手帳に関する訓令（昭和56年香川県警察本部訓令第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）、香川県少年補導職員規程（平成12年香川県警察本部告示第15号）及び香川県スクールサポーター規程（平成19年香川県警察本部告示第2号）に定めるもののほか、警察手帳、少年補導職員手帳及びスクールサポーター手帳（以下「警察手帳等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（手帳ひも）

第2条 警察手帳等の本体に付ける黒色のひもの形状、寸法等は、別図のとおりとする。

（貸与事務）

第3条 警察手帳の貸与に関する事務は香川県警察本部警務部警務課において、少年補導職員手帳及びスクールサポーター手帳の貸与に関する事務は香川県警察本部生活安全部人身安全・少年課において行うものとする。

2 香川県警察本部警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び香川県警察本部生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）は、それぞれの所属に別記様式第1号の警察手帳等管理台帳を備え付け、警察手帳等の貸与状況を管理するものとする。

（貸与換え）

第4条 所属の長（以下「所属長」という。）は、所属の警察官、少年補導職員及びスクールサポーター（以下「警察官等」という。）に貸与している警察手帳等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記様式第2号の警察手帳等貸与換え申請書により、警察手帳にあつては警務課長に、少年補導職員手帳及びスクールサポーター手帳にあつては少年課長に貸与換えを申請するものとする。

- （1） 警察手帳等の本体、証票又は記章を破損し、又は著しく汚損したとき。
- （2） 警察手帳等の証票の記載事項に変更があつたとき。

- (3) 警察手帳等を遺失し、若しくは紛失し、又はその盗難の被害に遭ったとき。
- 2 警務課長及び少年課長は、作成後5年を経過した警察手帳等の証票について、貸与換えの措置をとるものとする。

(返納)

第5条 警察官等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、警察手帳等を所属長を通じて、警察手帳にあつては警務課長に、少年補導職員手帳及びスクールサポーター手帳にあつては人身安全・少年課長に返納しなければならない。

- (1) 失職し、退職し、又は休職を命ぜられた場合
- (2) 停職の処分を受けた場合
- (3) 警察手帳等の本体、証票又は記章の貸与換えを行った場合
- (4) 遺失、紛失又は盗難に係る警察手帳等が発見された場合
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第1号又は第2号に該当する場で、休職又は停職の期間が短期間であるときは、当該警察手帳等を所属長において保管するものとする。

(携帯の除外)

第6条 警察官等は、警察手帳規則第6条、香川県少年補導職員規程第3条第2項又は香川県スクールサポーター規程第3条第2項の規定により、勤務に従事しないとき、又は所属長が勤務の性質により必要がないと認めるときは、警察手帳等を携帯しないことができる。

(保管等)

第7条 警察官等は、警察手帳等を携帯しないときは、必ず施錠の設備のある場所に保管しなければならない。ただし、警察手帳等を携帯しないことが長期間にわたる場合、適切な保管場所がない場合等は、所属長に保管を依頼するものとする。

- 2 所属長は、前項ただし書の規定による依頼を受けた場合は、当該警察手帳等を施錠の設備のある保管庫に保管し、別記様式第3号の警察手帳等保管簿により保管状況を明らかにしておくものとする。

(事故報告)

第8条 所属長は、警察手帳等の本体、証票又は記章の遺失、紛失又は盗難の事故があったときは、直ちに別記様式第4号の事故報告書により、警察手帳にあつては警務課長を、少年補導職員手帳及びスクールサポーター手帳にあつては人身安全・少年課長を経由して香川県警察本部長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成14年10月1日から施行する。
- (香川県警察本部の処務に関する訓令の一部改正)
- 2 香川県警察本部の処務に関する訓令(昭和32年香川県警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第80条第2項中「5枚以上の」を削り、「表紙内側」を「本体内側」に改める。
(香川県警察術科技能検定に関する訓令の一部改正)

- 3 香川県警察術科技能検定に関する訓令(昭和32年香川県警察本部訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項を削る。

(警察署の処務に関する訓令の一部改正)

- 4 警察署の処務に関する訓令(昭和32年香川県警察本部訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第90条第2項中「5枚以上の」を削り、「表紙内側」を「本体内側」に改める。
(香川県警察鑑識技能検定に関する訓令の一部改正)

- 5 香川県警察鑑識技能検定に関する訓令(昭和42年香川県警察本部訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第8条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

(香川県警察職員の服務に関する訓令の一部改正)

- 6 香川県警察職員の服務に関する訓令(平成12年香川県警察本部訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第5条中「恒久用紙第1葉の表面」を「証票及び記章」に改める。

附 則(平成15年5月26日本部訓令第15号)

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日本部訓令第10号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月13日本部訓令第4号)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(令和3年3月30日本部訓令第5号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月22日本部訓令第4号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月10日本部訓令第2号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(別記様式及び別図 省略)